

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

報告事項件名	頁
1 ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」業務委託簡易公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について	2
2 養育費確保支援事業における新規支援の追加について（裁判外紛争解決手続〔ADR〕の利用に係る費用補助の開始）	7
3 令和8年度介護予防事業の変更案について	9
4 高齢者配食サービス支援事業における「日中独居」世帯の対象拡大について	11
5 「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」における要否調査結果と新規利用者の開拓及び利用定着について	12
6 共食の場推進事業の実施案について	14
7 【追加】認知症施策の一環としての「徘徊」の表現見直しについて	16
8 令和8年度介護保険料等における算定基準の変更について	17
9 生活困窮世帯の中高校生に対する居場所を兼ねた学習支援事業委託（区北部地域）の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について	21
10 令和8年度「大学生等の修学・就職支援事業」の拡充について	26
11 生活保護費基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について	28
12 【追加】令和8年度社会福祉法人足立区社会福祉協議会の事業計画及び収支予算について	別添

(福祉部)

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」業務委託簡易公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について																																			
所管部課名	福祉部 親子支援課																																			
内容	<p>ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」運営委託プロポーザル選定会議における審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので報告する。</p> <p>1 業務名 (1) ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」イベント型 (2) ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」相談支援型</p> <p>2 業務内容・実施回数</p> <table border="1" data-bbox="384 804 1450 1272"> <thead> <tr> <th></th> <th>業務内容</th> <th>実施回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イベント型</td> <td>「作る」「遊ぶ」「動く」をコンセプトに、ひとり親家庭の親子が参加できるイベントを企画し、家庭同士の交流促進、子どもの体験格差の解消を図る。</td> <td>年20回</td> </tr> <tr> <td>相談支援型</td> <td>ひとり親同士が不安や悩みを相談し合えるサロンを運営し、孤立防止と交流促進を図る。また、参加者の困り事や悩みを傾聴し、行政等必要な支援へ繋ぐ。</td> <td>年12回</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 特定した相手方</p> <p>(1) イベント型（現受託者：特定非営利活動法人 ぷらちなくらぶ）</p> <table border="1" data-bbox="384 1384 1450 1653"> <tr> <td>事業者名</td> <td>特定非営利活動法人 ぷらちなくらぶ</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td>理事長 小谷 典史</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>足立区加平一丁目8番23号</td> </tr> <tr> <td>申込事業者数</td> <td colspan="2">2事業者</td> </tr> <tr> <td>提案見積価格</td> <td colspan="2">2,873,750円</td> </tr> </table> <p>(2) 相談支援型（現受託者：特定非営利活動法人 子育てパレット）</p> <table border="1" data-bbox="384 1720 1450 2033"> <tr> <td>事業者名</td> <td>特定非営利活動法人 子育てパレット</td> <td rowspan="3">変更なし</td> </tr> <tr> <td>代表者名</td> <td>代表理事 三浦 昌恵</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>足立区梅島三丁目4番8-203号 うめじまKSビル</td> </tr> <tr> <td>申込事業者数</td> <td colspan="2">3事業者</td> </tr> <tr> <td>提案見積価格</td> <td colspan="2">1,996,060円</td> </tr> </table>		業務内容	実施回数	イベント型	「作る」「遊ぶ」「動く」をコンセプトに、ひとり親家庭の親子が参加できるイベントを企画し、家庭同士の交流促進、子どもの体験格差の解消を図る。	年20回	相談支援型	ひとり親同士が不安や悩みを相談し合えるサロンを運営し、孤立防止と交流促進を図る。また、参加者の困り事や悩みを傾聴し、行政等必要な支援へ繋ぐ。	年12回	事業者名	特定非営利活動法人 ぷらちなくらぶ	変更なし	代表者名	理事長 小谷 典史	所在地	足立区加平一丁目8番23号	申込事業者数	2事業者		提案見積価格	2,873,750円		事業者名	特定非営利活動法人 子育てパレット	変更なし	代表者名	代表理事 三浦 昌恵	所在地	足立区梅島三丁目4番8-203号 うめじまKSビル	申込事業者数	3事業者		提案見積価格	1,996,060円	
	業務内容	実施回数																																		
イベント型	「作る」「遊ぶ」「動く」をコンセプトに、ひとり親家庭の親子が参加できるイベントを企画し、家庭同士の交流促進、子どもの体験格差の解消を図る。	年20回																																		
相談支援型	ひとり親同士が不安や悩みを相談し合えるサロンを運営し、孤立防止と交流促進を図る。また、参加者の困り事や悩みを傾聴し、行政等必要な支援へ繋ぐ。	年12回																																		
事業者名	特定非営利活動法人 ぷらちなくらぶ	変更なし																																		
代表者名	理事長 小谷 典史																																			
所在地	足立区加平一丁目8番23号																																			
申込事業者数	2事業者																																			
提案見積価格	2,873,750円																																			
事業者名	特定非営利活動法人 子育てパレット	変更なし																																		
代表者名	代表理事 三浦 昌恵																																			
所在地	足立区梅島三丁目4番8-203号 うめじまKSビル																																			
申込事業者数	3事業者																																			
提案見積価格	1,996,060円																																			

4 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※ ただし、毎年実施する事業評価で業務遂行が良好と認められた場合は2回まで契約が更新できるものとする（最長で令和10年度まで）。

5 提案書特定に至ったポイント

イベント型	(1) 受託している子育てサロンや法人施設において、地域で活動している団体や個人等を講師としたワークショップや地域活動の展開実績が豊富で、参加者同士の交流につながるイベントの実施に期待ができる。 (2) 上記の活動や団体が運営するフードパントリーのネットワークを活かした事業周知等が十分に検討されており、本事業の活性化が期待できる。
相談支援型	(1) ひとり親が抱えている課題や地域へのニーズを適切に捉えていることに加え、子育てサロンの運営や、子育て世帯への訪問型傾聴事業等の豊富な受託実績とノウハウを活かした提案内容となっている。 (2) ひとり親家庭の不安や悩みの解決につながる情報やサービス、ライフスタイルに関することや、知的財産の獲得に資する講座、ワークショップを実施し、参加者の緊張を和らげてから、ひとり親同士の交流やスタッフへの個別相談につなげる等、運営方法の創意工夫が評価できる。

6 特定までの経緯

(1) 公募期間 令和7年11月12日から12月9日まで

(2) 選定会議

ア 開催状況

	開催日	内 容
第1回	令和7年11月7日	選定方法や評価項目等の確認
第2回	令和8年1月16日	事業者の特定(プレゼンテーション、ヒアリング)

イ 委員構成(計5名) ※簡易公募型のため区職員のみで構成

	氏 名	役 職
委員長	伊東 貴志	福祉部長
副委員長	半貫 陽子	高齢者施策推進室長
委員	濱田 康二郎	子どもの貧困対策・若年者支援課長
	森田 剛	福祉管理課長
	小森 涼子	こども家庭相談課長

ウ 審査項目及び審査結果

別紙1、2「ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」業務委託提案書特定結果」のとおり

7 今後のスケジュール

令和8年4月1日からの契約に向け、特定事業者と提案に基づく仕様書の調整を行う。

ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」(イベント型)業務委託 提案書特定結果

項番	評価項目			配点	事業者名	
	分類	指標			ぷらちなくらぶ	A者
1	業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	配置予定の担当者の経験等	50	42	44
2	業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針内容の的確性	75	69	57
3	提案内容の的確性	業務実施手順は妥当か	実施フロー又は工程表の妥当性	25	20	18
4		採用する手法は妥当か	業務手法の妥当性	25	19	18
5		業務目的を達成するための提案内容は具体的で量も妥当か	業務目的達成のために検討すべき課題の把握度及び提案内容の具体性	50	44	36
6		独創性及び実現性があるか	独創性・実現性	50	40	42
7	関係機関との連携力	行政や地域の企業、NPO、その他関係者等との関係を有し、その関係を活かした事業展開ができるか	関係機関との連携体制	75	72	48
8	コストパフォーマンス	コストパフォーマンスは妥当か	提案見積価格	25	5	20
9	プレゼンテーション	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないか	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	25	21	19
10		説明に説得力があるか論理的か		50	36	40
11		冷静に議論できるか		25	21	21
12		打ち合わせ資料・報告書が分かり易いか、誤字・脱字は少ないか		25	19	21
合計				500	408	384
1	区内業者加算	区内に本店・支店がある		2～5%	20.4	0
総計					428.4	384
評価結果					特定	非特定

ひとり親家庭交流事業「サロン豆の木」(相談支援型)業務委託 提案書特定結果

項番	評価項目			配点	事業者名		
	分類	指標			子育て パレット	B者	C者
1	業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	配置予定の担当者の経験等	50	44	48	32
2	業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針内容の的確性	75	69	66	51
3	提案内容の的確性	業務実施手順は妥当か	実施フロー又は工程表の妥当性	25	21	21	15
4		採用する手法は妥当か	業務手法の妥当性	25	22	21	16
5		業務目的を達成するための提案内容は具体的で量も妥当か	業務目的達成のために検討すべき課題の把握度及び提案内容の具体性	50	46	44	32
6		独創性及び実現性があるか	独創性・実現性	50	44	44	34
7	関係機関との連携力	行政や地域の企業、NPO、その他関係者等との関係を有し、その関係を活かした事業展開ができるか	関係機関との連携体制	75	69	51	54
8	コストパフォーマンス	コストパフォーマンスは妥当か	提案見積価格	25	20	20	15
9	プレゼンテーション	発注者の指示等を的確に理解し、手戻り、ミス等が少ないか	プレゼンにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	25	22	21	15
10		説明に説得力があるか論理的か		50	40	44	30
11		冷静に議論できるか		25	21	22	17
12		打ち合わせ資料・報告書が分かり易いか、誤字・脱字は少ないか		25	20	21	14
合計				500	438	423	325
1	区内業者加算	区内に本店・支店がある		2~5%	21.9	0	9.75
総計					459.9	423	334.75
評価結果					特定	非特定	非特定

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	養育費確保支援事業における新規支援の追加について（裁判外紛争解決手続〔ADR〕の利用に係る費用補助の開始）																	
所管部課名	福祉部 親子支援課																	
内容	<p>親子支援課では、養育費の確保支援として公正証書の作成費用等への補助を行っているが、令和8年度から裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る費用の補助を新たに開始する。</p> <p>1 裁判外紛争解決手続（ADR）利用補助を開始する理由</p> <p>（1）共同親権導入を含む民法改正（令和8年4月1日施行）により、養育費等の取決めを円滑に行うための支援が一層重要となっている。</p> <p>（2）裁判外紛争解決手続（ADR）は、当事者の合意形成を促す有効な手段であり、制度利用の費用負担を軽減することで利用を促進する。</p> <p>2 裁判外紛争解決手続（ADR）とは</p> <p>訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする当事者のため、中立的な第三者の専門家に関与してもらい、話し合いにより解決を図る方法のこと（ADRは“Alternative Dispute Resolution”の略）。</p> <p>3 裁判外紛争解決手続（ADR）の特徴</p> <p>（1）手続きが柔軟で話し合いの調整等がしやすい（土日や夜間でも手続きが可能）。</p> <p>（2）Web 会議等による手続きが可能な機関がある等利便性が高い。</p> <p>（3）以上により、早期に合意に至る可能性がある等の利点がある。</p> <p>4 対象者</p> <p>区内に住所を有し、養育費の取決めに関するADRの経費を負担した者</p> <p>5 内容・補助対象経費等</p> <table border="1" data-bbox="343 1473 1468 2011"> <thead> <tr> <th></th> <th>内容</th> <th>補助対象経費</th> <th>補助額 (上限)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新規</td> <td rowspan="2">養育費の取決めに関するADRの利用</td> <td>申込料及び1回目の調停に係る費用</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>2回目以降の調停に係る費用 ※</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">現行</td> <td>公正証書等の作成</td> <td>・養育費の取決めに関する公正証書や調停調書などの公的文書作成費用の手数料 ・家事調停、裁判の申立手数料</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>養育費保証契約</td> <td>民間保証会社の「養育費保証契約」締結時に負担した初回保証料</td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 2回目以降の調停で合意し、養育費の取決めに関する公正証書の作成に至った場合に補助する（合意に至るまで通常3回程度行われる）。</p>		内容	補助対象経費	補助額 (上限)	新規	養育費の取決めに関するADRの利用	申込料及び1回目の調停に係る費用	2万円	2回目以降の調停に係る費用 ※	3万円	現行	公正証書等の作成	・養育費の取決めに関する公正証書や調停調書などの公的文書作成費用の手数料 ・家事調停、裁判の申立手数料	5万円	養育費保証契約	民間保証会社の「養育費保証契約」締結時に負担した初回保証料	5万円
	内容	補助対象経費	補助額 (上限)															
新規	養育費の取決めに関するADRの利用	申込料及び1回目の調停に係る費用	2万円															
		2回目以降の調停に係る費用 ※	3万円															
現行	公正証書等の作成	・養育費の取決めに関する公正証書や調停調書などの公的文書作成費用の手数料 ・家事調停、裁判の申立手数料	5万円															
	養育費保証契約	民間保証会社の「養育費保証契約」締結時に負担した初回保証料	5万円															

6 予算・申請見込件数（ADR分）

5万円（2万円＋3万円）×5件（申請見込件数※）＝25万円

※ 特別区では16区が実施し、支給実績は年0～1件のところが多い。

7 特定財源

（1）母子家庭等対策総合支援事業費補助金（国）【補助率1／2】

（2）養育費確保支援事業補助金（都）【補助率1／4】

8 施行日

令和8年4月1日

9 今後の方針等

区ホームページ及びひとり親家庭向け「応援アプリ」を通じて周知するとともに事業チラシを作成し、親子支援課のほか、離婚届を受理している戸籍住民課等の関係各課と連携してチラシ配布・周知を行う。

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	令和8年度介護予防事業の変更案について		
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課		
内容	<p>標記の件について、以下のとおり報告する。</p>		
	<p>1 変更の目的 これまでの介護予防事業の課題を整理し、より一層効率的かつ効果的な事業展開を推進していくため。</p>		
	<p>2 変更の概要</p>		
	事業名・概要	<p>(1) みんなで元気アップ教室</p> <p>【概要】 フレイル予防の知識を学び、グループワークなどを通じて交流を深めながら、新しい自主グループの立ち上げを目指す教室。</p> <p>【対象】 要介護・要支援認定を受けていない高齢者</p>	<p>(2) 元気アップサポーター養成研修</p> <p>【概要】 グループ活動継続のコツ等を学び、地域活動の中核となる担い手を養成する講座。</p> <p>【対象】 要介護・要支援認定を受けていない高齢者</p>
	課題	<p>ウォーキング特化のプログラムが参加者の減少や一部の自主グループの活動受動化を招く要因の一つとなってしまう。</p>	<p>地域活動の中核的な担い手となることが、参加者の心理的負担や不安になっていたほか、「みんなで元気アップ教室」の内容とも一部重複があった。</p>
	変更前	<p>① ウォーキングに特化したプログラム ② 年2期(1期10回)90分/回</p>	<p>① グループワークやフレイル予防の基礎講座 ② 年2期(1期8回)90分/回</p>
変更後(令和8年度)	<p>「みんなで元気アップ教室」に「元気アップサポーター養成研修」を統合して効率化を図り、参加者に過度な負担感を与えない形で、地域の担い手の重要性を啓発していく。</p> <p>① プログラム内で多様な趣味体験(令和8年度はボッチャ・絵手紙・折り紙の講座を予定)を提供し、共通の関心に基づいた自主性・継続性の高いグループ創出を促していく。 ② 年1期(1期12回)120分/回 ※ 下半期は各卒業グループと講師による個別面談等を行い、自主活動継続に向けた丁寧なフォロー期間とする。</p>		

事業名・概要	(3) はつらつ教室
	<p>【概要】 室内型：フレイル予防に必要な運動・栄養・口腔ケアを学ぶ総合講座。 プール型：水中ウォーキングを中心とした運動講座。</p> <p>【対象】 要介護・要支援認定を受けていない高齢者</p>
課題	<p>① 日常生活でフレイル予防を実践するための知識や方法を学ぶことが本来の目的であるが、現状は、教室自体が継続的な実践の場となっており、リピーター層が過半数を超え、事業の費用対効果を下げている。 ※ 一方でリピーター層の受け皿となる活動継続の場は必要。</p> <p>② 各施設においても類似講座が多数開催されているが連携が不十分であった。</p> <p>③ 会場毎に講義内容が異なり、継続的な実践を促す場や方法の周知が不十分であった。</p>
変更前	<p>①-1 開催種別 室内型・プール型</p> <p>①-2 開催頻度（室内型） 各会場年8回</p> <p>①-3 講義内容（室内型） 「あだち脳活ラボ」の配信動画を教材として活用</p> <p>② 各施設で行われていた類似事業の把握が不十分</p> <p>③ それぞれの会場で講師を手配</p>
変更後（令和8年度）	<p>①-1 開催種別 費用対効果改善のため、種別を室内型に一本化する。</p> <p>①-2 開催頻度 各会場年2回（前期・後期制）</p> <p>①-3 講義内容 回数を減らした分、専門職による講義と実演を交えながら、わかりやすく充実したものに内容を刷新し、実践の場から「学びの場」へと転換を図っていく。</p> <p>②-1 各施設既存の室内型・プール型の類似事業をさらに拡充するよう施設所管課と連携し、リピーター層の受け皿を確保する。</p> <p>②-2 「あだち脳活ラボ」の動画コンテンツを施設側に提供する等、施設側の講座運営支援策を検討していく。</p> <p>③ 区で講師を一括手配して内容を平準化し、講座内で継続的な実践の場や具体的な方法の周知を行っていく。</p>

3 今後の方針

事業内容の変更にあたっては、引き続き関係機関と連携していくとともにあだち広報や区ホームページ、区公式SNS等にて周知していく。

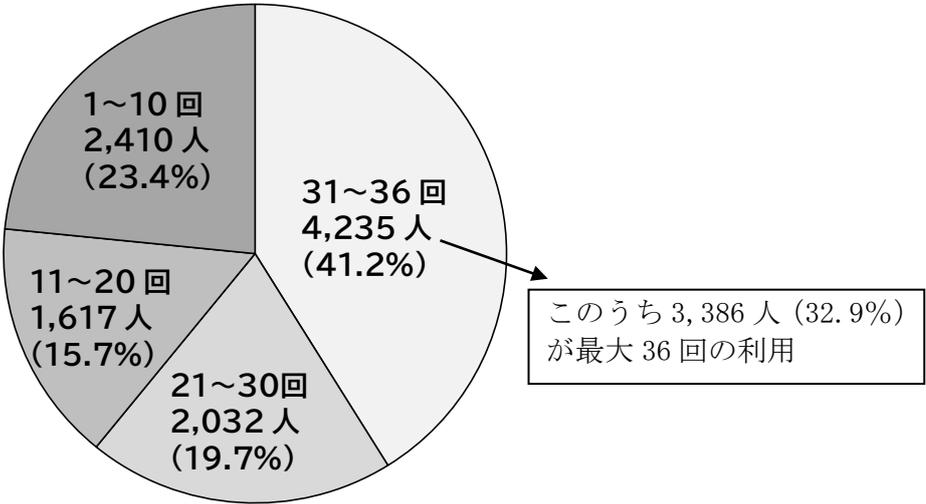
厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	高齢者配食サービス支援事業における「日中独居」世帯の対象拡大について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	<p>令和8年度に予定している高齢者配食サービス支援事業の対象者拡大について報告する。</p> <p>1 事業概要（現状） この事業は、「原則として65歳以上の高齢者のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯」で身体的な理由などにより食事の用意が困難な方を対象に、1日1食、定価の300円引きで配食を実施し、バランスの良い栄養摂取と配食時の見守りを令和6年10月から開始した。</p> <p>2 対象者拡大の内容 いわゆる「日中独居」の高齢者（※）を対象者に追加する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 同居する64歳以下の世帯員の就労等により、見守りの必要性が生じる高齢者</p> </div> <p>仕事と介護の両立等が困難なことで、見守りや栄養摂取が行き届いていない高齢者も多くいることが想定されることから、実質的に本事業を必要とする高齢者にも支援していく。</p> <p>3 拡大時期 令和8年10月（予定） ※ 10月から申請受付、11月から配食開始</p> <p>4 今後の方針 令和8年10月実施予定に向けて、要綱改正や事務スキーム等の修正及び周知について準備していく。</p>

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	「ゆ〜ゆ〜湯入浴証」における要否調査結果と新規利用者の開拓及び利用定着について																																	
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課																																	
内容	<p>「ゆ〜ゆ〜湯入浴証（以下、入浴証）」を必要な方にだけ行き届くよう改善するために令和7年度に実施した要否調査結果と、令和8年度に予定している新規年齢到達者（70歳）を対象とした入浴証の利用促進について報告する。</p> <p>1 事業概要（現状）</p> <p>外出のきっかけと地域交流及び健康促進の一助を目的として、4月1日現在70歳以上の方に対し、入浴料金（550円）のうち150円の利用者負担額で入浴できる入浴証（400円分の公費負担）を年間36回分（月3回）発行する。</p> <p>2 入浴証の要否調査及び利用回数アンケートの結果</p> <p>(1) 送付希望人数</p> <table border="1" data-bbox="432 1048 1291 1384"> <thead> <tr> <th></th> <th>発送人数</th> <th>送付希望人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>84,989人</td> <td>14,220人（16.7%）</td> </tr> <tr> <td colspan="3">送付希望者の内訳</td> </tr> <tr> <td>既存有資格者</td> <td>78,587人</td> <td>13,072人（16.6%）</td> </tr> <tr> <td>70歳到達者</td> <td>6,384人</td> <td>1,147人（18.0%）</td> </tr> <tr> <td>転入者（3月下旬）</td> <td>18人</td> <td>1人（5.6%）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公衆浴場の利用回数アンケート結果</p> <p>ア 既存有資格者の回答者：10,294人、未回答者：2,778人</p> <p>イ 回答者（10,294人）における利用回数の内訳</p>  <table border="1" data-bbox="496 1581 1422 2085"> <thead> <tr> <th>利用回数</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～10回</td> <td>2,410人</td> <td>23.4%</td> </tr> <tr> <td>11～20回</td> <td>1,617人</td> <td>15.7%</td> </tr> <tr> <td>21～30回</td> <td>2,032人</td> <td>19.7%</td> </tr> <tr> <td>31～36回</td> <td>4,235人</td> <td>41.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>このうち3,386人（32.9%）が最大36回の利用</p>		発送人数	送付希望人数	全体	84,989人	14,220人（16.7%）	送付希望者の内訳			既存有資格者	78,587人	13,072人（16.6%）	70歳到達者	6,384人	1,147人（18.0%）	転入者（3月下旬）	18人	1人（5.6%）	利用回数	人数	割合	1～10回	2,410人	23.4%	11～20回	1,617人	15.7%	21～30回	2,032人	19.7%	31～36回	4,235人	41.2%
	発送人数	送付希望人数																																
全体	84,989人	14,220人（16.7%）																																
送付希望者の内訳																																		
既存有資格者	78,587人	13,072人（16.6%）																																
70歳到達者	6,384人	1,147人（18.0%）																																
転入者（3月下旬）	18人	1人（5.6%）																																
利用回数	人数	割合																																
1～10回	2,410人	23.4%																																
11～20回	1,617人	15.7%																																
21～30回	2,032人	19.7%																																
31～36回	4,235人	41.2%																																

(3) 年齢層ごとの利用回数の割合

(四捨五入)

	71～75歳	76～80歳	81～85歳	86～90歳	91歳～
1～10回	31.9%	22.4%	18.9%	16.3%	16.0%
11～20回	17.8%	15.5%	14.8%	12.7%	16.0%
21～30回	18.9%	20.0%	20.5%	19.9%	17.1%
31～36回	31.4%	42.1%	45.8%	51.1%	50.9%

※ 年齢層ごとの利用回数の割合は、81歳以上の高齢者は入浴証を31回以上利用する方が大半。71歳～75歳の高齢者は、他の年齢層に比べて10回以下の低頻度利用者の割合が大きい。

(4) 要否調査前後の入浴証郵送代の削減効果 (約500万円)

R7	約85,000人 × @81円 = 約680万円
R8	約22,300人(※) × @81円 = 約180万円 ※ 希望者 約14,300人 + 70歳到達者等の約8,000人

3 新規利用者の開拓及び利用定着

(1) 事業拡大の内容

70歳到達者を対象に、既存の入浴証に加え利用者負担額(150円)が6回分無料になる「お試し券」を配付していく。

(2) 目的

71歳～75歳の高齢者は、他の年齢層に比べて低頻度利用者の割合が大きいことから、新たに事業対象者となる70歳到達者を対象に外出のきっかけと地域交流及び健康促進を促すことで、更なる介護予防に寄与していく。

(3) 拡大時期

令和8年度(予定)

(4) 「お試し券」の詳細

- ア 70歳到達者のみ対象
- イ 既存入浴証に添付(毎年度、4月下旬以降発送)
- ウ 年度を超えても利用可能(利用期限なし)
- エ 紛失による再発行はしない(未着は除く)
- オ 既存入浴証と同時に利用(6回分は無料)

4 今後の方針

入浴証送付時に、新規年齢到達者に対し分かりやすい周知に努める。

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	共食の場推進事業の実施案について										
所管部課	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課										
内容	<p>楽しく食事をとりながら、交流を行う「共食の場」は、孤立防止や心身の健康増進を図る上で有益な活動である。については、既存の共食の場の活性化や新たな場の立上げ支援のため、令和8年度実施を予定している活動経費の一部を補助する「共食の場推進事業」について報告する。</p> <p>1 目的 地域の高齢者が「共食の場」を通じて、孤立防止や交流機会の増加、心身の健康増進を図る。</p> <p>2 現在活動している共食の場の状況 (1) 共食の場活動団体数：7団体（区で把握している数） (2) 栄養面や衛生面については区管理栄養士等が巡回し、支援を行っている</p> <p>3 共食の場の主な取り組み (1) 地域の高齢者等が気軽に立ち寄り、栄養に配慮した食事をとりながら、さまざまな交流を行う。 (2) 高齢者の心身の健康増進や、安全安心な日常生活に資する講座等を行う。 (3) 地域の交流機会の確保など、孤立感の解消や生きがいの増進に資する取り組みを行うよう努める。 (4) 主催団体は、参加者の状況を把握し、相談に応じるとともに、必要に応じ関係機関につなげる。</p> <p>4 補助内容（案）</p> <table border="1" data-bbox="363 1391 1445 1821"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 会食事業経費</td> <td>食材料費、弁当代、衛生資材、調理器具、会場使用料、資料コピー代費等</td> </tr> <tr> <td>② 健康増進に資する講座の開催</td> <td>共食の場参加者対象の講座に係る報償費、教材費、コピー代、会場使用料等</td> </tr> <tr> <td>③ 多世代交流に資する取り組み</td> <td>地域交流の場に係る報償費、教材費、資料コピー代会場使用料等</td> </tr> <tr> <td>④ 会食立上げ支援</td> <td>備品購入費、工事請負費等</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 補助対象団体 65歳以上の方が10名以上で、月1回以上定期的に共食の場を開催する団体とする。</p> <p>6 今後のスケジュール（予算が成立した場合の予定） 令和8年4月上旬：応募開始・団体向け説明会及び衛生管理講習会開催 5月中旬：応募締切</p>	事業区分	補助対象経費	① 会食事業経費	食材料費、弁当代、衛生資材、調理器具、会場使用料、資料コピー代費等	② 健康増進に資する講座の開催	共食の場参加者対象の講座に係る報償費、教材費、コピー代、会場使用料等	③ 多世代交流に資する取り組み	地域交流の場に係る報償費、教材費、資料コピー代会場使用料等	④ 会食立上げ支援	備品購入費、工事請負費等
事業区分	補助対象経費										
① 会食事業経費	食材料費、弁当代、衛生資材、調理器具、会場使用料、資料コピー代費等										
② 健康増進に資する講座の開催	共食の場参加者対象の講座に係る報償費、教材費、コピー代、会場使用料等										
③ 多世代交流に資する取り組み	地域交流の場に係る報償費、教材費、資料コピー代会場使用料等										
④ 会食立上げ支援	備品購入費、工事請負費等										

7 今後の方向性

既存の団体に支援すると共に、「食」を通して地域交流する「共食の場」を関係部署、関係機関と連携し、増やしていく（令和8年度目標10団体）。

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	【追加】認知症施策の一環としての「徘徊」の表現見直しについて
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 高齢者地域包括ケア推進課
内容	<p>認知症のご本人又はそのご家族に配慮し、令和8年4月施行予定の「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例（案）」の理念に合わせ、令和8年度から以下のとおり「徘徊」の表現見直しを行う。</p> <p>1 見直し案 徘徊高齢者 → ひとり歩き高齢者</p> <p>2 理由</p> <p>(1) 「徘徊」の名称変更については統一した用語や見解は示されていないが、日本看護協会の認定看護師（認知症看護）の育成講義では、「ひとり歩き高齢者」の表現を使用している。</p> <p>(2) 認知症分野の有識者を委員に含む認知症施策推進部会（※）において、「徘徊」の表現見直しについて賛同を得た。</p> <p>※ 地域包括ケアシステム推進会議の部会の一つ</p> <p>(3) 令和8年4月施行予定の「足立区認知症とともにいつまでもこのまちで条例（案）」の基本理念として、認知症の人の「意思の尊重」「理解促進」を掲げている。</p> <p>3 今後の方針</p> <p>(1) 表現見直しに向けて、庁内及びホウカツに「徘徊」という表現を文書や配付資料、窓口対応などの際に極力使用しないよう周知していく（国の法令事業等は除く）。</p> <p>(2) 「ひとり歩き高齢者」という表現は行政としての見直しではあるが、介護事業所等関係機関が参加する会議等で周知していく。</p> <p>4 実施時期 令和8年4月1日から</p>

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	令和8年度介護保険料等における算定基準の変更について
所管部課名	福祉部 高齢者施策推進室 介護保険課
内容	<p>国から介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、下記の取り扱いへと変更をするため報告する。</p> <p>1 変更点</p> <p>(1) 令和7年度税制改正により区民の税負担が軽減されるが、<u>令和8年度介護保険料は、税制改正前の基準により算定する。</u> <u>⇒ 税制改正による保険料の変更は生じない(税とは異なり、軽減されない)。</u> <u>(※1) 一部の方は、特例減免による保険料の軽減あり。</u></p> <p>(2) 令和7年中の老齢基礎年金満額が増額されるため、<u>増額後の年金満額に合わせて保険料等における基準金額を変更する。</u> <u>⇒ 老齢基礎年金収入のみの方は、保険料等の負担は変わらない(その他の収入のある方は、変更後の基準金額を超える場合は負担が増加する。)</u></p> <p>2 変更の詳細</p> <p>(1) 令和7年度税制改正における介護保険料の算定基準の変更</p> <p>ア 令和7年度税制改正の概要 <u>給与所得控除について、最低保障額が現行から10万円引き上げられる</u>ことで、区民の税負担が軽減される。</p> <p>イ 税制改正における介護保険料の算定 <u>令和8年度介護保険料について、税制改正前の基準による「合計所得金額」「住民税の課税・非課税」に基づき算定すること</u>で、税制改正による保険料の変更は生じない。</p> <p>(ア) 影響が想定される対象者(最大で約9,300名) 次のいずれかの被保険者のうち、税制改正後の基準で算定した場合と、税制改正前の基準で算定した場合とで、保険料段階の変更が生じる者。</p> <p>① 本人が特定の給与収入金額(※2)である者 ② 同世帯に、特定の給与収入金額(※2)である方がいる者 <u>(※2) 特定の給与収入金額：55万円以上190万円未満</u></p>

(イ) 保険料算定の概要

合計所得金額の判定について、税制改正による合計所得金額の引下げ額（給与所得控除額の引上げ額）を加算した金額とし、保険料を算定する。

また、住民税の課税・非課税の判定について、税制改正による給与所得控除額の引上げ額の影響により、令和8年度に住民税非課税となった被保険者本人及びその同世帯の方については、住民税課税者とみなして保険料を算定する。

【算定イメージ】単身世帯で前年収入が給与収入184万円のみの場合

	税制改正後の基準		【令和8年度保険料】 税制改正前の基準
給与収入	184万円		184万円
給与所得控除額	65万円		<u>63万2千円</u>
合計所得金額	119万円	⇒	<u>120万8千円</u>
住民税	課税		課税
保険料段階	第6段階		第7段階
(保険料年額)	(92,400円)		(105,360円)

税制改正後と改正前とで、年額12,960円の差異あり

（※1）令和7年度の住民税非課税者に係る特例減免について

【減免内容】

令和8年度保険料について、減免要件を満たす保険料算定に関与する者（被保険者本人又はその同世帯の方）を住民税非課税とする保険料段階まで減免する。

【減免対象者】

当該保険料算定に係る被保険者（最大で約2,900名）

【減免要件】

保険料算定に関与する者（被保険者本人又はその同世帯の方）が、次の条件をすべて満たす場合

- ① 令和7年度の住民税が非課税である者
- ② 令和8年度の住民税が非課税である者
- ③ 令和7年中の給与収入金額が、55万千円以上190万円未満である者
- ④ 令和7年中の合計所得金額が、非課税基準から最大10万円の範囲の金額である者

【申請の有無】

申請不要

(ウ) 改正による影響

今回の改正では、税制改正前の基準により保険料を算定するため、給与収入金額に変更が無く、かつ、給与以外の収入金額や同世帯の方の状況に変更が無ければ、保険料段階は変わらない。

ただし、特例減免対象者など一部の方を除き、**税制改正後の住民税等に基づき算定した保険料よりも負担が増加するという複雑な制度**であるため、区民の理解を得られにくくなり、区民からの問合せ対応の増加が想定される。

(2) 老齢基礎年金満額の増額に伴う介護保険料等の基準所得金額の変更

ア 改正の概要

介護保険料や高額介護（予防）サービス費等の算定に必要な所得額のうち、老齢基礎年金額（満額）相当の809,000円としてきた基準所得金額について、老齢基礎年金の満額が826,464円となったことから変更する。

【老齢基礎年金（満額／年額）】

令和6年1月～12月：809,000円

令和7年1月～12月：826,464円

イ 保険料（第1、第2、第4、第5段階）の基準所得金額の変更

(ア) 施行時期：令和8年4月

(イ) 概要

「第1段階と第2段階の境界」と「第4段階と第5段階の境界」の基準所得金額を、**これまでの「809,000円」から「826,500円」に変更**する。

【基準所得金額】		(第6段階以上省略)	本人が 住民税非課税 (世帯に住民税 課税者がいる)
旧基準	新基準	第5段階 月額6,750円	
809,000円	→ 826,500円	第4段階 月額5,880円	
1,200,000円	→ 1,200,000円	第3段階 月額4,630円	
809,000円	→ 826,500円	第2段階 月額3,280円	
		第1段階 月額1,930円	

本人および
世帯全員が
住民税非課税

(ウ) 改正による影響

今回の改正では基準所得金額が上がるため、老齢基礎年金収入のみの方の保険料段階は変わらない。老齢基礎年金以外の年金やその他の収入のある方は、合計が826,500円を超えると改正前と同様に保険料段階が上がる。

ウ 高額介護(予防)サービス費・負担限度額認定の基準所得金額の変更

(ア) 施行時期：令和8年8月

(イ) 概要

① 高額介護(予防)サービス費

1か月あたりの介護保険サービス利用料の自己負担上限額が15,000円となる「年金収入等が809,000円以下」の認定基準を、「826,500円以下」に変更する。

② 負担限度額認定

施設サービスの利用に係る1日あたりの居住費と食費の自己負担限度額の認定について、「年金収入等が809,000円以下」の認定基準を、「826,500円以下」に変更する。

(ウ) 改正による影響

今回の改正では基準所得金額が上がるため、収入の増えた方以外は高額介護(予防)サービス費、負担限度額認定の制度が利用できなくなる方はいない。

3 今後の方針

令和8年第1回定例会に提出している足立区介護保険条例の一部を改正する条例(案)を可決いただいた際には、区民への周知を適切に行っていく。

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	生活困窮世帯の中高校生に対する居場所を兼ねた学習支援事業委託（区北部地域）の公募型プロポーザルによる事業者の特定結果について
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課
内容	<p>居場所を兼ねた学習支援事業委託プロポーザル選定委員会における審査の結果、以下の事業者を契約の相手方として特定したので報告する。</p> <p>1 業務名 居場所を兼ねた学習支援事業（区北部地域）（平成27年度から開始し、6期目の選定）</p> <p>2 業務目的、内容</p> <p>（1）業務目的 家庭での学習が困難な中高生や、不登校児童・生徒を対象に、学習支援だけでなく、安心して過ごせる居場所や体験活動の提供により自己肯定感の向上を図り、子どもたちの進路実現を支援する。</p> <p>（2）業務内容</p> <p>ア 学習支援</p> <p>① マンツーマン形式による基礎学力の向上、学習習慣の定着</p> <p>② 定期テスト対策、高校受験対策、模擬試験の実施</p> <p>イ 居場所支援</p> <p>① 地域団体や企業との協力・連携による体験活動の実施</p> <p>② 子ども食堂や地域のボランティアと連携した食事提供</p> <p>③ 自由に過ごせる居場所スペースの提供</p> <p>ウ 不登校児童・生徒に対する居場所・学習支援</p> <p>（3）支援対象者の定員</p> <p>ア 生活困窮世帯の中学生 60名程度</p> <p>イ 中学生時に事業を利用していた高校生や中退者等 30名程度</p> <p>ウ 不登校の小学5年生から中学生 20名程度</p> <p>3 特定した相手方</p> <p>（1）事業者名 認定特定非営利活動法人カタリバ（代表理事 今村 久美）</p> <p>（2）所在地 東京都中野区中野5丁目15番2号</p>

4 申込事業者数

1 事業者

5 現在の受託者

認定特定非営利活動法人カタリバ

6 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日（5年間）

7 提案価格

238,990,263円（税込）

（参考）前回の委託契約との比較

令和3～7年度 （前回）	令和8～12年度 （今回）	支援対象（110名） 1人あたりの経費	提案価格 増額理由
205,839,050円	238,990,263円 （約16.1%増）	2,172,638円 （5年分/1人あたり）	人件費増 物価高騰

8 評価のポイント・評価理由など

- （1）これまでの区内における運営実績に基づく安定した事業遂行能力に加え、北部地域の子どもの特性や家庭環境を適切に把握し、個々の状況に寄り添った支援が期待できる。
- （2）地域の企業や関係機関と連携し、就労支援や社会体験の機会を豊富に提供し、将来の自立に向けた実効性の高い提案となっている。
- （3）また来たいと思える居場所作りや、学習習慣を身に着けるプログラムにより、生徒が安定的かつ継続的に利用できる環境を高く評価した。

9 特定経過

- （1）公募期間 令和7年8月18日から8月26日まで
- （2）選定委員会

ア 委員会開催状況

	開催日	内容	審査事業者数
第1回	8月12日	選定方法や評価項目等の確認	—
第2回	10月14日	第一次選考（提案書提出者の選定：書類審査）	1事業者
第3回	12月25日	第二次選考（事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）	1事業者

イ 委員構成（計7名）

種別	人数	役職等
学識経験者	2名	大学教授等
区民代表	2名	民生・児童委員、区立中学校PTA会長
区職員・教職員	3名	区管理職2名、区立中学校校長1名

ウ 審査項目及び審査結果

別紙1、別紙2のとおり

10 今後のスケジュール

令和8年4月1日からの契約に向け、特定事業者と提案に基づく仕様書の調整を行う。また、令和8年度の区中部地域、区東部地域のプロポーザル実施に向けて、募集事務の細かな見直し等、計画的に準備を進める。

居場所を兼ねた学習支援事業委託(区北部地域) 提案書提出者選定結果(第一次)

項番	評価項目		配点	事業者名
	分類	指標		認定特定非営利活動法人カタリバ
1	経営状況	経営状態は良好で、経営状況は安定しているか	財務諸表(決算、貸借対照表、損益計算書等)	72
2	業務遂行力	配置予定の担当者の資格や経験等、業務遂行体制、手持ち業務等は妥当か	配置予定の担当者の資格、主な経歴、手持ち業務等	162
3	履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率	30
4	瑕疵担保力	賠償責任保険の加入し、瑕疵に対する責任をとれるか	賠償責任保険の加入の有無	60
5	業務執行技術力	同種・類似業務の実績があり、業務を遂行するために必要な知識・経験があるか	同種・類似業務の実績	112
6	地域精通度	業務対象エリアの特殊情報を熟知しているか	近隣エリアにおける過去の業務実績	54
7	社会貢献度	社会貢献度・地域貢献度があるか	ISO14001等の取得状況、WLB(ワーク・ライフ・バランス)認定企業、災害協定等	0
合計			600 ※	490
1	区内業者加算	区内に本店がある	10%	—
総計				490
評価結果				選定

※ 委員7名のうち6名出席のため600点満点
6割以上の得点のため選定とする(得点率 81.6%)

居場所を兼ねた学習支援事業委託(区北部地域) 提案書特定結果(第二次)

項番	評価項目			配点	事業者名 認定特定非営利活動法人カタリバ
	分類	指標			
1	業務の理解度	業務の理解度は十分か	業務実施方針の的確性	140	140
2	提案内容の的確性	業務実施体制、手順は妥当か	事前準備(拠点施設等の準備、引継体制)、実施体制(人員配置、運営体制)、業務内容に必要な事項の理解度、実施時期の的確性	70	58
3		支援対象者に想定される課題を的確にとらえているか 解決策は具体的か	支援対象者の課題の把握方法の的確性 解決に向けた提案の具体性	70	58
4		独創性及び実現性があるか	提案の独創性・実現性	70	54
5		採用する手法は先駆的か	提案・手法の先駆性 他の団体の模範となる提案	70	54
6	安全・衛生面の配慮	安全・衛生面の配慮しているか 緊急事態に備えているか	安全面、衛生面の配慮 緊急連絡体制、マニュアルの有無	35	30
7	コスト	コストは妥当か	提案見積価格	70	70
8	特定テーマに対する 取組み姿勢	行政、地域の企業、NPO、その他関係者等と関係を有し、これらをつなぐコーディネートを含めた事業展開ができるか	関係機関等の業務内容の理解度 地域づくりを意識した提案	35	31
9	プレゼンテーション	質問を理解し、的確に答えているか	プレゼンテーションにおける説明能力や業務への意欲、論理性、態度、資料の正確性等	35	30
10		説明が論理的で、説得力があるか		35	28
11		冷静に議論できるか		35	30
12		提案書・プレゼンテーションに誤りはないか		35	26
合計				700	609
1	区内業者加算	区内に本店・支店がある		2~5%	—
総計					609
評価結果					特定

6割以上の得点のため特定とする(得点率 87%)

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	令和8年度「大学生等の修学・就職支援事業」の拡充について																								
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																								
内容	<p>令和7年度に新設した「大学生等（※）の修学・就職支援事業（PC・教材費・スーツ等購入支援）」について、真に支援が必要な若者が利用できるよう、令和8年度より所得要件・申請要件を緩和し、支援対象者の拡充及び利便性の向上を図る。</p> <p>（※）大学、短期大学、高等専門学校4年次以降及び専門学校に通っている学生</p> <p>1 拡充内容</p> <p>（1）所得要件の拡充</p> <table border="1" data-bbox="365 842 1505 1079"> <thead> <tr> <th>現行（令和7年度）</th> <th>拡充（令和8年度～）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国の給付型奨学金（第Ⅰ区分）を現に受給していること（非課税世帯）</td> <td>国の給付型奨学金（第Ⅱ区分） 受給相当の所得世帯 ※ 区民税所得割が約25,600円未満 ※ 国の奨学金受給の有無を問わない</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）支援内容の拡充</p> <table border="1" data-bbox="365 1171 1505 1424"> <thead> <tr> <th>支援メニュー</th> <th>現行（令和7年度）</th> <th>拡充（令和8年度～）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教材費等購入支援</td> <td>・1年次のみ申請可</td> <td rowspan="2">・全学年で申請可 ・入学から卒業までの間 限度額の範囲内で申請可</td> </tr> <tr> <td>就職準備支援</td> <td>・全学年で申請可 ・複数年度にまたがる申請不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 支援メニューのうち、転居費用支援、公社住宅入居支援については現行通り全学年で申請可。</p> <p>2 令和8年度当初予算案</p> <table border="1" data-bbox="365 1601 1465 1850"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和7年度</th> <th>令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当初予算額</td> <td>60,717千円</td> <td>29,179千円</td> </tr> <tr> <td>対象者数</td> <td>260人</td> <td>400人</td> </tr> <tr> <td>想定申請延べ人数</td> <td>531人</td> <td>257人（※）</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和7年度は事業開始につき利用見込を最大値で積算していたが、令和8年度は所得要件を緩和し対象を広げる一方、予算額及び申請数は令和7年度実績を踏まえた算定とした。</p> <p>※ 想定申請延べ人数257人の内訳 教材費等購入支援：125人 就職準備支援：125人 転居費用支援：2人 公社住宅入居支援：5人</p>	現行（令和7年度）	拡充（令和8年度～）	国の給付型奨学金（第Ⅰ区分）を現に受給していること（非課税世帯）	国の給付型奨学金（第Ⅱ区分） 受給相当の所得世帯 ※ 区民税所得割が約25,600円未満 ※ 国の奨学金受給の有無を問わない	支援メニュー	現行（令和7年度）	拡充（令和8年度～）	教材費等購入支援	・1年次のみ申請可	・全学年で申請可 ・入学から卒業までの間 限度額の範囲内で申請可	就職準備支援	・全学年で申請可 ・複数年度にまたがる申請不可		令和7年度	令和8年度	当初予算額	60,717千円	29,179千円	対象者数	260人	400人	想定申請延べ人数	531人	257人（※）
現行（令和7年度）	拡充（令和8年度～）																								
国の給付型奨学金（第Ⅰ区分）を現に受給していること（非課税世帯）	国の給付型奨学金（第Ⅱ区分） 受給相当の所得世帯 ※ 区民税所得割が約25,600円未満 ※ 国の奨学金受給の有無を問わない																								
支援メニュー	現行（令和7年度）	拡充（令和8年度～）																							
教材費等購入支援	・1年次のみ申請可	・全学年で申請可 ・入学から卒業までの間 限度額の範囲内で申請可																							
就職準備支援	・全学年で申請可 ・複数年度にまたがる申請不可																								
	令和7年度	令和8年度																							
当初予算額	60,717千円	29,179千円																							
対象者数	260人	400人																							
想定申請延べ人数	531人	257人（※）																							

3 周知について

- (1) 4月と12月に近隣高校や区内6大学への周知、4月と10月に行う学務課主催の奨学金説明会での周知、関連部署を通じた周知、広報あだちや毎月の駅スタンドへのチラシ配架、SNS などを通じた周知を行い、非課税相当の大学生等が情報に触れる機会を増やす。
- (2) 生活保護世帯については、8月の夏休み期間の子どもの現認時や、進学先が決まった際などに、ケースワーカーからの事業周知を徹底する。
また、生活保護法による進学準備給付金の支給決定通知に、本事業の周知チラシを同封する。

4 今後の方針

本年2月に実施した令和7年度利用者に対するアンケート調査の結果を踏まえ、支援内容や周知方法等について、適宜見直しを図っていく。

(参考) 令和7年度11月までの実績

支援内容	令和7年度当初 申請数想定	令和7年度11月まで の申請実績	令和7年度11月まで の予算執行率
教材費等購入支援	260人想定	43人利用	10.8%
就職準備支援	260人想定	45人利用	16.1%

厚生委員会報告資料

令和8年3月12日

件名	生活保護費基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について																																																																																										
所管部課名	福祉部 足立福祉事務所 生活支援推進課																																																																																										
内容	<p>生活保護費基準引下げ処分取消等請求訴訟の最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付の内容について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 対象世帯 平成25年8月以降に生活保護を受給し、表1の基準生活費①や加算等②～④が計上されていた世帯（保護停止中の世帯及び保護廃止世帯を含む）。</p> <p>2 対象期間 (1) 基準生活費①については、平成30年10月に新たな基準改定を行っていることから、平成30年9月までが追加給付の対象期間となる。 (2) 今回の最高裁判決で違法と判断された「デフレ調整※」の適用があり、現在まで水準検証や改定が行われていない救護施設等の基準額、入院患者日用品費、期末一時扶助、障害者加算等②については、新たな基準額の施行日（令和8年4月施行予定）までが追加給付の対象期間となる。 ※ 当時のデフレ傾向を踏まえた「物価」による生活扶助基準額の調整</p> <p><表1></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 70%;">追加給付の対象となる基準生活費・加算等</th> <th style="width: 25%;">対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td>居宅基準（1類、2類）</td> <td style="text-align: center;">H25.8～H30.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td>救護施設等の基準額、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、期末一時扶助、障害者加算（重度障害者加算、他人介護料、家族介護料を除く）、在宅患者加算、妊産婦加算、放射線障害者加算（平成25年10月以降に限る）、冬季加算（入院・介護施設）、母子加算（入院患者等）、20歳未満控除</td> <td style="text-align: center;">H25.8 ～ 新たな基準額の施行日 (R8.4 予定)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td>冬季加算（居宅、救護施設等）</td> <td style="text-align: center;">H25.8～H27.9</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td>母子加算（入院患者等を除く）</td> <td style="text-align: center;">H25.8～H30.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象期間のイメージ】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 5%;">H25</th> <th style="width: 5%;">H26</th> <th style="width: 5%;">H27</th> <th style="width: 5%;">H28</th> <th style="width: 5%;">H29</th> <th style="width: 5%;">H30</th> <th style="width: 5%;">R1</th> <th style="width: 5%;">R2</th> <th style="width: 5%;">R3</th> <th style="width: 5%;">R4</th> <th style="width: 5%;">R5</th> <th style="width: 5%;">R6</th> <th style="width: 5%;">R7</th> <th style="width: 5%;">R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">②</td> <td colspan="14" style="text-align: center;">→</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">③</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">→</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		追加給付の対象となる基準生活費・加算等	対象期間	①	居宅基準（1類、2類）	H25.8～H30.9	②	救護施設等の基準額、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、期末一時扶助、障害者加算（重度障害者加算、他人介護料、家族介護料を除く）、在宅患者加算、妊産婦加算、放射線障害者加算（平成25年10月以降に限る）、冬季加算（入院・介護施設）、母子加算（入院患者等）、20歳未満控除	H25.8 ～ 新たな基準額の施行日 (R8.4 予定)	③	冬季加算（居宅、救護施設等）	H25.8～H27.9	④	母子加算（入院患者等を除く）	H25.8～H30.9		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	①	→														②	→														③	→														④	→													
	追加給付の対象となる基準生活費・加算等	対象期間																																																																																									
①	居宅基準（1類、2類）	H25.8～H30.9																																																																																									
②	救護施設等の基準額、入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費、介護施設入所者加算、期末一時扶助、障害者加算（重度障害者加算、他人介護料、家族介護料を除く）、在宅患者加算、妊産婦加算、放射線障害者加算（平成25年10月以降に限る）、冬季加算（入院・介護施設）、母子加算（入院患者等）、20歳未満控除	H25.8 ～ 新たな基準額の施行日 (R8.4 予定)																																																																																									
③	冬季加算（居宅、救護施設等）	H25.8～H27.9																																																																																									
④	母子加算（入院患者等を除く）	H25.8～H30.9																																																																																									
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8																																																																													
①	→																																																																																										
②	→																																																																																										
③	→																																																																																										
④	→																																																																																										

3 対象世帯数

対象	追加給付種別	世帯数	計
生活保護受給中の世帯	居宅基準あり	約 9,600	約 36,200
	施設基準や加算のみ	約 8,700	
生活保護廃止世帯	居宅基準あり	約 12,000	
	施設基準や加算のみ	約 5,900	

4 支給総額（見込み）

2,751,200千円（平均単価76,000円×36,200世帯）

※ 平均単価は、国の所要額見込みで示された金額

5 スケジュール（予定）

国から示された標準的なスケジュールに沿って追加給付を行う。生活保護受給中の世帯への追加給付終了後、生活保護廃止世帯からの申請受付を開始する。

対象	申請受付期間	支給時期
生活保護受給中の世帯	申請不要	R8.10以降順次
生活保護廃止世帯	R8.9頃～R9.3.31	R8.10以降順次

※ 国から提供される予定の算出ツール（以下、「国のツール」という。）の提供時期によって、スケジュールは前後する可能性がある。

6 追加給付の流れ

（1）生活保護受給中の世帯

令和8年9月時点で生活保護受給中の対象世帯に対し、通常的生活保護費支給に併せて一括で追加給付手続きを行う。

（2）生活保護廃止世帯

生活保護を受給していた当時の世帯主（以下、「申請者」という。）からの申請に基づき、以下のとおり順次、追加給付手続きを行う。

	内容
①	申請者が申請書及び必要書類（当時保護を受給していた世帯主及び全世帯員の戸籍謄本の原本又は写し等）を申請受付期間内に区へ提出
②	区は、申請内容を生活保護システムの情報等と突合し、対象世帯であるか審査
③	審査後、生活保護システムから対象世帯のデータを抽出し、国のツールを用いて算定された額で追加給付決定
④	追加給付決定後、対象世帯に追加給付決定通知書を送付
⑤	申請者の申出口座に振込（口座がない世帯は現金で支給）

7 専用コールセンター・申請相談支援窓口の設置（外部委託）

（1）専用コールセンター

設置期間 令和8年4月頃から令和9年3月31日まで

（2）申請相談支援窓口

設置期間 令和8年9月頃から令和9年3月31日まで

8 周知方法

対象	事前案内 送付	ホームページ	広報紙	SNS
生活保護受給中の世帯	○	○	○	○
生活保護廃止世帯	※		(7/10号)	

※ 生活保護廃止世帯については、廃止時点の住所地しか把握しておらず、転出等の場合、廃止時点の住所地に送付することで別人に案内してしまうおそれがあることから、事前案内の送付は行わない。

9 今後の方針

- （1）対象世帯に対し、速やかに追加給付できるよう迅速に事務処理を進める。
- （2）生活保護廃止世帯については、必要な情報が行き届くよう、引き続き効果的な周知方法を検討していく。